



4月から

固定資産帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧ができます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

縦覧内容

土地	家屋
所在・地番・地目・地積・価格	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

※価格等縦覧帳簿の写しは交付できません。

期間 4月1日(火)～30日(水)
※土日、祝日は除く

場所 税務課または各支所
※支所では当該町のみ縦覧可。

対象 固定資産税が課税となっている人(納税管理人として納税している人を含む)
※代理人の場合は、納税義務者の委任状が必要です。
※土地のみを所有している人は、家屋の縦覧ができません。同様に、家屋のみを所有している人は、土地の縦覧ができません。



土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の所有する土地や家屋の価格と比較するため、市内の他の土地や家屋の価格を見ることが出来ます。

縦覧・閲覧の際には、本人確認をするため、納税通知書または身分証明書(マイナンバーカードなど)が必要です。



縦覧・閲覧内容	縦覧・閲覧内容
納税義務者	所有する資産の課税台帳
借地人・借家人	借りている土地または家屋の課税台帳

期間 通年
※土日、祝日は除く

場所 税務課または各支所
手数料 1件300円
※4月1日～30日の縦覧期間中は無料。(コピーが必要な場合は1枚10円)

対象 固定資産税の納税義務者または納税管理人
・借地人・借家人(有償の賃貸借契約書が必要)
※代理人の場合は、納税義務者の委任状が必要です。

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認できます。



Mito Pay ポイントの有効期限は3月31日(月)までです

▶問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012

Mito Pay マネーで買い物をする、100円につき1円分の Mito Pay ポイントが付与されます。このポイントの有効期限は3月31日(月)までです。
有効期限内にポイントの有効期限内にポイントを Mito Pay マネーに交換し、失効しないようにご注意ください。
Mito Pay マネーへの交換方法は、次の手順をご確認ください。

交換方法
①画面上部の Mito Pay マネーを横にスライドし、Mito Pay ポイント(黄色)をタッチ



原付・バイク・軽自動車などの異動手続きは4月1日(火)までに

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 四国運輸局 香川運輸支局 ☎050-5540-2075
軽自動車検査協会 香川主管事務所 ☎050-3816-3122

種類	受付窓口
・原動機付自転車(125cc以下) ・特定小型原動機付自転車 ・電動キックボード ・小型特殊自動車(農耕用など)	税務課 または各支所
(126cc以上) ・二輪の軽自動車 ・二輪の小型自動車	四国運輸局 香川運輸支局
・軽自動車(二輪を除く)	軽自動車検査協会 香川主管事務所

対象 他人に車を譲った人
・廃車にした人
・車両を新たに所有した人
・転入・転出した人

受付場所



軽自動車税(種別割)は4月1日(火)に課税されます

原付や軽自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。対象となる人は、4月1日(火)までに異動の手続きをしてください。農耕用を含む小型特殊車両も手続きが必要です。



自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます

▶申し込み・問い合わせ 税務課 ☎73-3006 県税事務所自動車税課 ☎087-806-0314

障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、申請をすると、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。
※すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、再申請は不要です。
※令和6年度中に車を買替えた人は、新しい車での再申請が必要です。

【市税】
令和7年度軽自動車税(種別割)
申請期限 5月26日(月)まで
※土日、祝日は除く

受付場所 税務課または各支所
※自動車税(種別割)【県税】の減免を受けている人は、軽自動車税(種別割)【市税】の減免申請はできません。

【県税】
令和7年度自動車税(種別割)
申請期間 4月1日(火)～5月28日(水)
※土日、祝日は除く

受付場所 県税事務所 自動車税課
※必ず事前に、お問い合わせください。

出張受付を行います
日時 4月9日(水)、16日(水)、5月21日(水)
午前9時～午後4時

受付場所 西讃県民センター(三豊合同庁舎内)

詳細は、市税務課または県税事務所 自動車税課までお問い合わせください。